

意見提出手続結果報告書

次の「佐伯市行政経営推進プラン（後期プラン）（素案）」に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

1 名称 佐伯市行政経営推進プラン（後期プラン）（素案）

2 意見募集期間

令和6年12月20日（金曜日）から令和7年1月20日（月曜日）まで

3 意見提出件数 1件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(1) 意見1

民間（市民）経済の振興活性化による歳入増収させる為の財政の積極運用の必要性

1. 民間（市民）経済の振興活性化を具現化する積極的な財政の投入と運用（積極財政）
2. 財源獲得（歳入増加）の手段と対策として欠落している、地域再生法に基づく内閣府の地域再生の為の、各種交付金獲得の為の計画策定と申請の取組み強化

※佐伯市執行部（実施機関）としての【行政スキル】と【申請スキル】の向上が必須条件

素案P. 29 財源の開拓と確保に【地方再生法に基づく国庫からの交付金申請による財源（歳入）確保】を追記することを要望する。

3. 地方交付税は、性格的には 2.と同様と捉え、地域を再生させる為に民間（市民）経済の振興活性化を具現化する為の積極的な運用を推進することを要望する。
4. 財政調整用基金は、安定した財政運用にとって重要な点は理解できるが、市民の経済とは基本的に無縁のものであり、市民の経済生活における恩恵はない。基金残高を誇るのではなく、もっと基金残高を財政の安定運営を脅かさない範囲内で可能な限り抛出して民間（市民）経済の振興活性化に投資運用すべきである。

民間（市民）経済あつての市財政であり、自主財源における市税増収の為に素案P. 24の目標数値を令和11年度 63億円以上を50億円に下限設定変更すべきである。

5. ふるさと納税関連

素案P. 29 ふるさと納税および企業案ふるさと納税については、先ずその前提とし

てこれまでに述べてきた、システムを支える民間（市民）経済が振興活性化を蔑ろにせず、具現化できている事を前提とすべきである。

それなくして、そもそもふるさと納税関連の基盤となる事業体の維持や活性化が期待できず、現状のままでは事業体はさらに衰退や消滅の危機を抱えており、計画そのものと数値目標が空論としか思えない。

また、政府の今後の方針等によっては、将来的に「ふるさと納税」がいつまで続くのかは分からないのであって、重要なのはそれを支える事業体の活性化である。

#### 6. 要となる【商工業振興計画】の計画策定と実施の必要性

佐伯市には、一次産業の振興の為に振興計画（例：農業振興計画）はあるが、商業と工業の振興計画が存在していない。

6次産業やDX推進の観点からも、特産品他の生産物の販路としては商業、工業の振興がなければ、1次産業の売り上げを担保できない。

【商工業振興計画】の計画策定とその実施を速やかに推進される事を強く要望する。

「中小企業活性化条例」を具現化する為の計画として「商工業振興計画」は位置付けられ、策定委員会の設置の条例もあるにも関わらず、合併以降、本取り組みを行ってこなかったことが、地域振興が具現化していない最大かつ決定的な理由となっている。

佐伯市に於いては、現行の上位計画や個別計画を本計画の計画策定を速やかに行い、他の計画との整合性や連動性を有する体系的（システムティック）なものへと再策定が必要である。

計画がないものは、然的に具現化できないのであって、期待値ではなく、達成の見込みや根拠となる振興計画が必要である。

また、計画の再策定と併せて、それをより体系的に実施できるような組織の再構築（改組）を行うべきである。

#### 【実施機関の考え方】

佐伯市行政経営推進プランは、本市の最上位計画である第2次佐伯市総合計画の基本政策である「7つの創生」を推進するために策定しました。行財政改革の視点を「管理型から経営的な視点を加えた行政運営へ」と転換し、「将来世代への過度な負担を残さない持続可能な財政基盤の確立」を目指しています。市のさまざまな計画は、第2次佐伯市総合計画に基づき策定されています。

項目1・3について、積極財政は民間経済を振興するための有力な手段であると認識していますが、持続可能性や中長期的な財政収支のバランスを考慮して運用する必要があると考えています。

項目2について、地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、地方創生推進交付金等の財源確保に努め、さまざまな課題に対応する取組を実施しています。

項目4について、民間経済の振興や地域振興に資源を効果的に配分することは

重要であると認識していますが、平成28年度から収支不均衡が続き、財政調整用基金を取り崩しながらの財政運営が続いており、基金の取り崩しに頼った財政運営を続けると令和14年度には基金残高が50億円を下回る見通しとなることから、後期プランの5年間は収支が均衡する財政構造の構築を目指すため令和11年度末の財政調整用基金残高63億円以上を目標値としています。

項目5について、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の効果的な運用には、地域の民間経済の活性化が不可欠であると認識しています。事業者が活性化しなければ、この制度の基盤が脆弱となり、期待される成果を上げることはできないため、民間事業者との連携を強化し、地域の実情に応じた支援策や施策を通じて、事業者の活性化を図っていくことが重要と考えています。

項目6について、本市では、第3期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標1の「仕事を育て、仕事を創る」において、商工及び工業の振興を重点取組のひとつとして取り組んでいます。

5 意見に基づいて修正した内容等

なし

6 問い合わせ先

佐伯市役所総合政策部行政マネジメント課（本庁舎5階）

直通電話 2 2 - 4 0 7 3

Eメール：[gyoseimg@city.saiki.lg.jp](mailto:gyoseimg@city.saiki.lg.jp)